あしぎぬホームなごみ　重要事項説明書

（指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護）

令和８年４月１日現在

１　事業者

名称	社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代表者氏名	理事長　吉岡　正俊
所在地	京都府京丹後市弥栄町溝谷４２０６番地
連絡先	電　話　０７７２－６５－２５５８ ＦＡＸ　０７７２－６５－２９７１
設立年月	平成16年４月１日

２　法人が行っている事業

拠点及び事業所の名称		事業の種類
溝谷満寿園	養護老人ホーム満寿園	養護老人ホーム 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
外村満寿園	特別養護老人ホーム満寿園	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
	居宅介護支援事業所満寿園	居宅介護支援
	訪問介護満寿園	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業
	デイサービス満寿園	地域密着型認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防認知症対応型通所介護
あしぎぬホームなごみ		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
京丹後市弥栄生きがい交流センター		京丹後市指定管理運営事業
京丹後市弥栄生きがい交流センター	「健やか生きがい教室」	介護予防・日常生活支援総合事業
外村満寿園	「健やか生きがい教室」	
溝谷満寿園	「カフェ よっとくれぇなぁ」	認知症カフェ
外村満寿園	「ほっとカフェ　咲來楽」	初期認知症対応型カフェ

3　事業所の概要

事　業　所　名	あしぎぬホームなごみ
所　在　地	京都府京丹後市弥栄町溝谷 3436 番地の 7
管　理　者　氏　名	野村　奈津子
営　業　日	年中無休
サービス提供時間帯	通い：基本時間 午前９時 00 分～午後４時 15 分 宿泊：基本時間 午後６時００分～翌日午前８時００分 訪問：２４時間
受付（相談）時間	午前９時　～　午後６時　まで 土･日曜日 祝祭日 ８月 13 日～15 日 12 月 31 日～１月３日 を除く
電　話　番　号	０７７２-６５-００７５
通常の実施地域	京都府京丹後市弥栄町内全域

4　事業の目的、運営方針

事　業　の　目　的	要介護状態又は要支援状態にあるご利用者に対し、適切な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」という）を提供することを目的とします。
事業所の運営方針	事業の実施にあたっては、ご利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、心身の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持及び向上に努めます。

5　職員の体制

職種・職務内容	人員数
1 管理者 事業所の従事者（以下「職員」という。）及び業務管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤兼務　　1 名
2 介護支援専門員 （1）適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 （2）連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤兼務　　1 名
3 介護職員 ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、サービス計画に基づき必要な介護及び世話、支援を行います。	常勤専任　　4 名 非常勤専従　4 名 常勤兼務　　2 名 非常勤兼務　1 名

４看護職員 看護職員は、ご利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行います。	常勤専従　　１名 非常勤兼務　１名
５調理職員 ご利用者に提供する食事の献立を立て、調理を行います。	常勤兼務　　１名

６　登録定員及び利用定員

登録定員	２９名
通いサービス利用定員	１日　　１８名
宿泊サービス定員	１夜　　９名

７　当事業所が提供するサービス内容

項　　目		内　　容
１サービス計画書の作成		１　ご利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、及び宿泊を柔軟に組み合わせ、他の関係職員との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載したサービス計画を作成します。 ２　ご利用者に応じて作成したサービス計画をご利用者及びご家族に対して説明し同意を得た後、交付します。 ３　作成に当たっては、ご利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行います。
２相談・援助等		ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者及びご家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
３通い・宿泊サービス		１　ご利用者が事業所へ通いまたは宿泊することにより、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。 ２　サービス提供にあたっては、可能な限りご利用者と職員が共同で行うよう努めます。
	介護サービス	１　移動・移乗 介助が必要なご利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 ２　排泄 介助が必要なご利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 ３　見守り ご利用者の安否確認等を行います。
	健康チェック	血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。

	機能訓練	1　日常生活動作を通じた訓練 ご利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2　レクリエーションを通じた訓練 ご利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	入浴の提供及び介助が必要なご利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く)、洗髪などを行います。
	食事サービス	1食事の提供および、食事の介助を行います。 2食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	事業者が保有する自動車により、ご利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
4訪問サービス		1　ご利用者の居宅を訪問して次のサービスを行います。 2　サービス提供に当たっては、可能な限りご利用者と職員が共同で行うよう努めます。
	身体の介護	1　排泄介助 排泄の介助・おむつの交換を行います。 2　食事介助 食事の介助を行います。 3　清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4　体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活援助	1　調理 ご利用者の食事の用意を行います。 2　住居の掃除 ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 3　洗濯 ご利用者の衣類等の洗濯を行います。 4　買い物 ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	安否確認	ご利用者の安否確認等を行います。

8　利用料金

項　　目	内　　容
1 利用料金	厚生労働大臣が定める要介護・要支援の状態区分により定められた費用の額（1 ヶ月ごとの包括費用）の支払いをご利用者から受けるものとします。 月途中に登録（利用開始日）又は終了（利用契約終了日）された場合には日割した料金をお支払いただきます。
2 法定代理受領	当該利用サービスが法定代理受領サービスである場合は、介護保険給付額を除いた金額とします。
要介護・要支援者	別紙 1「（介護予防）小規模多機能型居宅介護　利用料金表」参照 ※厚生労働大臣の定める額に変更があった場合には、別紙「（介護予防）小規模多機能型居宅介護　利用料金表」を改正し、説明の上で同意をいただき、従来の重要事項説明書・契約書に添付いたします。
3 償還払い	事業者が介護サービス費の代理受領を行わない場合は、介護サービス費の全額を一旦お支払いただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。 （「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）
4 支払い方法	当月の料金の請求書を翌月 1 5日までに送付いたします。当月の料金の合計と手数料を合算した金額を、翌月２５日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）に、ご指定の口座より引き落としいたします。 お支払い確認後、領収書を発行させていただきます。 ※手数料は各金融機関の定める金額をご負担いただきます。 尚、金融機関により残高不足でも手数料が必要となります。

9　サービス利用に関する留意点

（1）サービス利用にあたって

① ご利用者及びそのご家族はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。

② 医療行為は行うことができません。（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）

③ ご利用者もしくはご家族等からの金銭、物品、飲食は頂くことができません。

④ ご利用者もしくはご家族等の金銭、預金通帳、証書、カード等は基本的に預かることができません。事情により管理が困難な場合に限り、別途「預り金等管理規程」に 基づきお預かりいたします。

⑤ ご利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除等）はできません。また、ご家族等に対するサービスの提供（利用者以外の方）は行うことができません。

⑥ 事業所内での他の利用者への執拗な宗教・政治・営利活動等は遠慮願います。

（2）サービス提供にあたって

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

② ご利用者が要介護認定を受けていない場合は、ご利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、遅くともご利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には、要介護認定の更新の申請ができるよう必要な援助を行います。

③ サービス提供はサービス計画に基づいて行います。なお、サービス計画は、ご利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
④ サービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
⑤ 訪問によるサービスの場合は、サービス提供に必要な水道・電気・ガスを無償で使用させていただきますことをご理解ください。
⑥ 悪天候（台風・積雪等）または災害等によりサービスの実施、提供が困難な場合には、サービスの提供を中止、または変更させていただく場合があります。

10　サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

（1）ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書でお申し出下さい。

ただし、ご利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が14日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

（2）事業所の都合でサービスを終了する場合

①人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

②医療機関に入院された翌月から1ヵ月を超えて病院等に入院すると見込まれる場合、契約を解約します。

（3）自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・ご利用者が介護保険施設へ入所した場合
・ご利用者の要介護状態区分が自立となった場合
・ご利用者が死亡した場合
・ご利用者が、事業所が介護保険法令等に基づく事業所として指定された事業に代えて、他の介護サービスのご利用を選択した場合
・事業所が、介護保険法令等に基づく指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

（4）その他

① 次の場合は、ご利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

・事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業所が、守秘義務に反した場合
・事業所が、ご利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
・事業所が、倒産した場合

② その他、ご利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③ 次の場合は、事業所は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

・ご利用者の利用料等の支払いが３ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
・ご利用者又はそのご家族等が事業所や職員又は他のご利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

１１　相談及び苦情

当事業所のサービスについてのご相談・苦情を承ります。また、本事業所以外に行政機関（市町村等）の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【相談（苦情）対応の流れ】

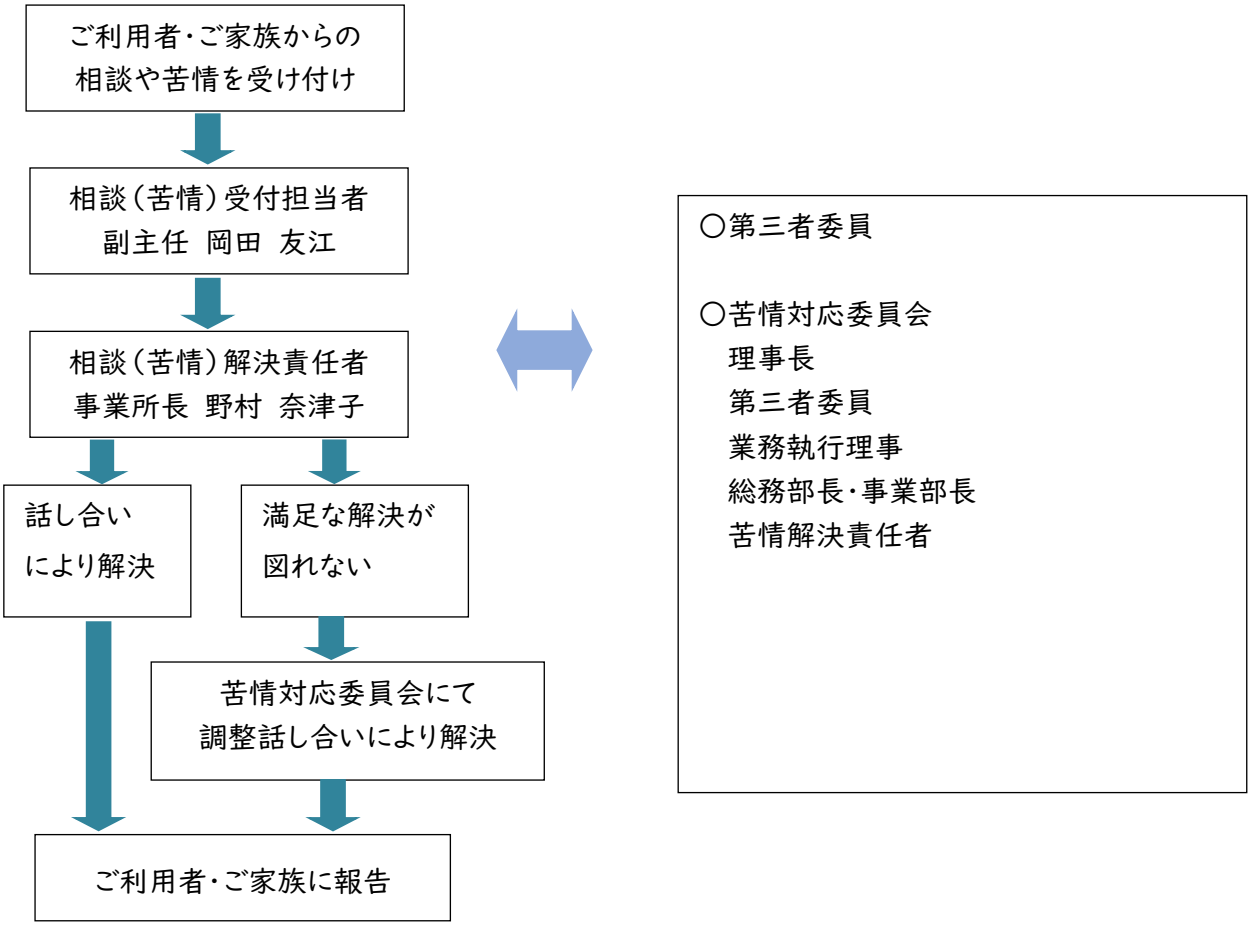

あしぎぬホームなごみ 〔電話　0772-65-0075　FAX　0772-65-0076〕　　午前　９：00～午後　６：00
社会福祉法人あしぎぬ福祉会　外村満寿園 〔電話　0772-65-0222　FAX　0772-65-0333〕　　午前　９：00～午後　６：00
京都府丹後広域振興局　丹後保健所健康福祉部企画調整室 〔電話　0772-62-0361　FAX　0772-62-4368〕　　午前　８：30～午後　５：00
京丹後市健康長寿福祉部　長寿福祉課 〔電話　0772-69-0330　FAX　0772-62-1156〕　　午前　８：30～午後　５：00
京都府国民健康保険団体連合会　介護保険対策室 〔電話　075-354-9050　FAX　075-354-9055〕　　午前　８：30～午後　５：00
京都府社会福祉協議会内　「京都府福祉サービス運営適正化委員会」 〔電話　075-252-2152　FAX　075-212-2450〕　　午前　９：00～午後　４：00

１２　緊急時及び事故発生時等における対応方針

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡(家族等)へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故、緊急事態が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、府、市町村、警察、消防署等の関係機関、当該ご利用者のご家族に事業所の判断で連絡を行います。

１３　緊急時の対応損害賠償保険への加入

ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所はご利用者に賠償をいたします。

加入保険　　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
「介護保険・社会福祉事業者総合保険」

１４　虐待防止に関する事項

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

① 成年後見制度の利用を支援します。
② 苦情解決体制を整備しています。
③ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

１５　ご利用者へのお願い

サービスご利用の際、月に一度は介護保険被保険者証の提示をしていただきます。

１６　衛生管理

① 事業所は、ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
② 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとします。また、これらを防止するための措置等について、保健所と密接な連携のもと、助言、指導、指示に従い通いを休止することもあります。

１７　非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備します。また、定期的に職員に周知すると共に、年２回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

１８　情報公開

事業の内容等については、法人のホームページ http://www.ashiginu.or.jp において公開しています。

１９　身体拘束

事業所は、サービス提供にあたり、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

２０　地域との連携など

① 運営にあたっては、地域住民又は住民活動の連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

② サービスの提供にあたっては、ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね２か月に１回以上会議を開催します。

③ 運営推進会議では、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

２１　協力医療機関

	医療機関名	連絡先
入院等治療	京丹後市立弥栄病院	京都府京丹後市弥栄町溝谷 3452 番地の１ TEL　0772-65-2003
歯科治療	森岡歯科病院	京都府京丹後市弥栄町溝谷 5444 番地 TEL　0772-65-4058

当事業者はサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日　令和　　年　　月　　日

所　在　地　〒627－0111
京都府京丹後市弥栄町溝谷 4206 番地
法　人　名　社会福祉法人あしぎぬ福祉会
代 表 者 名　理事長　吉岡　正俊
業　所　名　あしぎぬホームなごみ
事業所番号　２６９３３００１６８
説明担当者　職　名　事業所長
氏　名　野村　奈津子　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、その内容に同意の上本書面を受領しました。

同意年月日　令和　　年　　月　　日

利用者
住　所　〒

氏　名　印

家族・代理人
住　所　〒

氏　名　印
（続柄　　）